

# 『出雲国風土記』を 未来に

これまで4つの章にわたって、『出雲国風土記』についてお話ししてきました。この風土記が、1300年前の出雲国を考えるうえで、とても多くの情報を私たちに伝えることがおわかりいただけたでしょうか。『出雲国風土記』の価値は、写本として伝わっている歴史的な価値はもちろん、その記載が現在でも追認できることにあります。このような地域は、全国でも出雲だけと言って過言ではないでしょう。その中心となっていた出雲国府があったのは松江市で、最終的に編集されたのも松江市内だったことは、これまでお話ししてきたとおりです。

貴重な『出雲国風土記』に関わる歴史的資産を、私たちはこの先の未来に伝えていかなければなりません。伝えていくべき価値は、大きく二つあります。ひとつは史料としての『出雲国風土記』の価値を伝えること、もうひとつは現在まで残されている『出雲国風土記』に記載された「こと」や「もの」を伝えていくことです。

## 1. 史料としての『出雲国風土記』の価値を未来へ

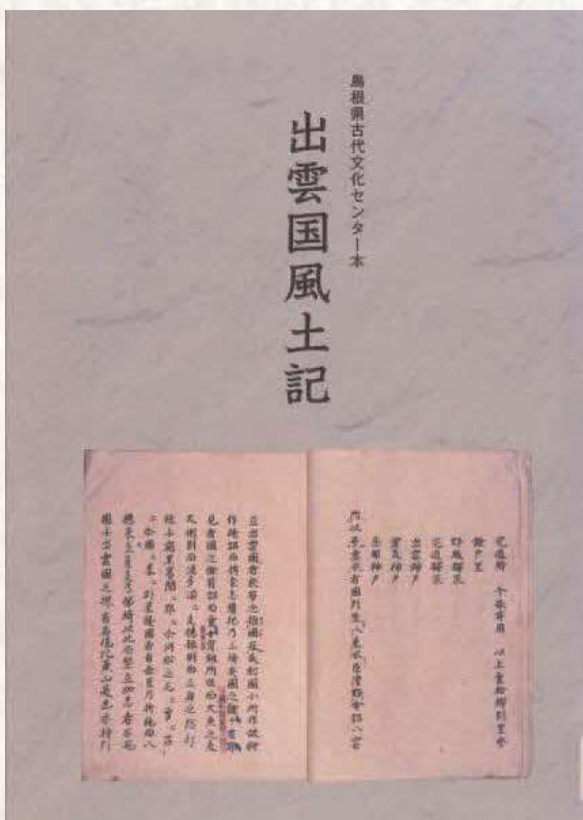
### (1) 史料としての『出雲国風土記』を伝える

『出雲国風土記』は、写本として伝えられています。現在のところ、最も古く写し取られたものは、中世末期（16世紀）のもの（細川家本）。江戸時代の写本は多く残され、特に「国学（こくがく）」が盛んになった江戸中期以降、風土記は古代の貴重な典籍という認識が深まったことで、数多くの写本が作成されました。

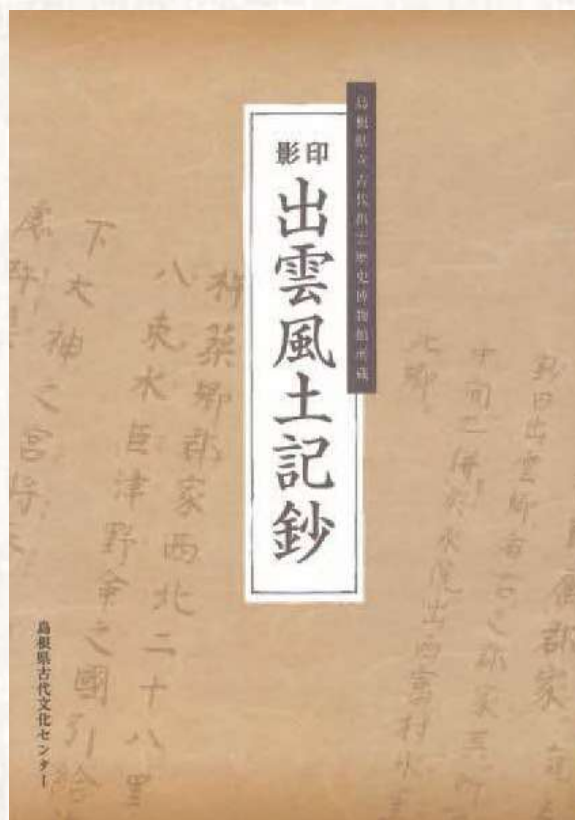
『出雲国風土記』の写本は、全国各地に伝えられています。それぞれの保存・保管は、所有者が責任をもって行うべきものです。ただ、写本全体を把握し、その内容や状況を写真やデジタルデータとして保管して活用する取り組みを、島根県古代文化センターが実施してきています。また収集できる写本は購入などをして、活用を行っています。「島根県古代文化センター本」と呼ばれる写本がその代表で、影印本と呼ばれる全ページの写真を製本した冊子も刊行され、活用に資されています。地元で書写された写本で、丁寧な注釈がくわえられた「出雲国風

土記抄」も同様です。この2冊はこのヒストリーでも活用をしています。

このような写本そのものを伝えていく取り組みとともに、『出雲国風土記』に記されている内容や写本についての調査・研究を深めていくことも、未来に伝承していくうえで不可欠なことです。調査・研究は記述の検討に留まりません。考古学、地理学、自然科学などの研究成果が、風土記の記述を裏付けたり、研究材料を提供したりして、より豊かな研究になっていきます。島根県古代文化センターの調査・研究とともに、松江市でも、さらなる研究の深化に寄与していく必要があります。さらにいえば、調査・研究は研究機関や行政が行うだけのものではありません。松江市民や島根県民をはじめとした、皆さんの探求が研究をより深く、すそ野を広くしていきます。『出雲国風土記』にぜひ興味を持ってください。



『出雲国風土記』  
「島根県古代文化センター本」影印本



『出雲風土記抄』  
「古代出雲歴史博物館本」影印本

## 2. 『出雲国風土記』に記載された「もの」や「こと」を伝える

### (1) 「もの」を伝える

『出雲国風土記』に記載された「もの」とは、山・川・海の項に記された自然の造形（人為的に加えられた景観が合わさっています）や、役所・寺院などの施設や建物、社などの信仰の対象地、といった目に見える「もの」です。

**変わっているが、そこにあるもの** 山は、その形は風土記の時代とさほど変わっていないと思われます。一方で、山をおおう植生や周辺に広がる人家や農耕地などの様子は変わってきているでしょう。川は同様の場所に流れ続けていることは間違いありませんが、歴史を経ることで流路が変わったり、流域の景観が変化していることも間違いありません。海の記載のうち、島や埼は大きな変化はしていないと推測できますが、浦・浜は集落を含みますので、家や道、港のありようなどは大きく変わっているでしょう。しかい、時間を経るほどに変化していくのは当たり前。風土記に書かれたものの多くが、現状と対照できることがとても重要だと思います。

**痕跡として残されているもの** 施設や建物は、風土記の時代に地上に設置されたものですので、それを直接目にすることはできません。ただしそれらの構造物が地面に痕跡を残していれば、遺跡として現在に伝えられたものがあるはず。実際に風土記記載の施設が遺跡として見ついている例は、第5章でお話しした通りです。現在、出雲地方で『出雲国風土記』記載を理由に、国の史跡になっている遺跡が3件5か所もあるのです。今後も調査が進めば、その数は増えていくに違いありません。

遺跡として明確には認識できなくても、土地に残された痕跡から風土記に記載されたものが分かる場合があります。道が好例で、出雲市斐川町では遺跡としての古代山陰道が史跡になっていますが、そのほかに土地を造成した痕跡で道を推測できる場合も多くあります。出雲国府周辺や朝酌町周辺では、風土記に書かれた「正西道（まにしのみち）」や「枉北道（きたにまがれるみち）」が現在も利用されている道と重なっていることも分かっています。これは驚くべきことではないでしょうか。

## (2) 「こと」を伝える

『出雲国風土記』は、編纂が終了した天平5年（733）時点の「地誌」としての記録です。そこには、いつ何があったか、という実録として出来事〈こと〉が記載されている部分もあります。たとえば第4章2節でお話しした、秋鹿郡恵曇（えとも）浜の後に続く、「社部臣訓麻呂（こそべのおみくにまる）」の祖先である「波蘇（はそ）等」が、岩壁を掘りぬいて低地の水を排水し、田を開発したという記事がそのひとつです（**第4章2節**）。このような実録は他にもいくつもあるのですが、風土記に記載した意図と歴史が潜んでいるはずで、実録的文章は第4章で取り上げた以外にも、たくさんあります。「こと」を未来に伝える、というのは、その記載を風土記のみならず、様々な角度で調査・研究を進め、地域の歴史を明らかにしていくことです。研究を継続することが、新たな価値をうみ、日々未来へつなげることとなるのです。

## おわりに

---

何度もお話してきましたが、『出雲国風土記』は松江市にとって、かけがえのない資産です。風土記を学ぶことは、地域の歴史や現在の私たちの町を知ることによって大きく役立ちます。そのためには、一人でも多くの皆さんに『出雲国風土記』を知っていただくことが第一歩です。それを願って、このヒストリーを紡いできた、といってもいいでしょう。読まれた方は、ぜひ『出雲国風土記』に目を通していただきたいと思います。近年発行の概説書や詳しく書かれた書籍を以下に紹介します。

- 『解説 出雲国風土記』 島根県古代文化センター編  
今井出版 2014年
- 『出雲国風土記 一地図・写本編』 島根県古代文化センター編  
八木書店 2020年
- 『出雲国風土記 一校訂・注釈編一』 島根県古代文化センター編  
八木書店 2023年
- 『出雲国風土記』 島根県古代文化センター編  
今井出版 2025年